

議案第50号

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月4日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三朝町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第14条 第6条から第8条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による基本報酬 第4条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第14条 第6条から第8条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による基本報酬 第4条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の減額)</p> <p>第15条 月額により基本報酬を定められているパ</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の減額)</p> <p>第15条 月額により基本報酬を定められているパ</p>

<p>パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>第4条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</u></p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。